

会 議 録

日	令和6年2月16日(金)	時間	9:30~10:40	場所	糸魚川市役所 2階 201・202 会議室
件名	令和5年度 第3回糸魚川市地域自立支援協議会				
出席者	【出席者】 委 員：斉木委員、牛木委員、岡尾委員、横澤委員、吉井委員、沖田委員 野本委員、中村委員、岡田委員、岡崎委員、山本委員 事務局：地域生活支援センターこまくさ 内藤管理者、磯貝相談員 福祉事務所 磯貝所長、山岸次長、仲谷係長、岡野主査 【欠席者】 大谷委員、大久保委員、田中委員				
	傍聴者定員	— 人		傍聴者数	0 人

会議要旨

進行（事務局）

1 開会

要綱の規定により、委員の半数以上の出席があるため本会は成立する。

2 福祉事務所長あいさつ

1月1日に発生した能登半島地震の被害に遭われた方に、お見舞いを申し上げたい。1日も早く元の生活に戻れるように、市でも対応を進めている。

さて、今年度の会議は、本日が最終回となる。次期ささえあいプランに対する意見等の確認、また協議会の今年度の取組の報告が主な内容となる。障害福祉の分野については、障害者自立支援法を受け継いだ総合支援法で、より細かなサービスの提供が制度化された。当市においても、居宅介護や生活介護をはじめ、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの児童向けの事業や就労者への支援などが制度に沿って提供されている。また、本協議会の体制も整理し、個々のニーズを地域課題として捉え、施策に生かす仕組みを再構築した。しかしながら、地域資源が限られる当地域において、全てのニーズを埋めるサービス提供はなかなか難しいところがある。また、支援者の人員不足、人材不足という大きな課題もある。

支援者、当事者そして地域の住民が連携し、誰もが地域で安心して暮らせるようなまちづくりを皆さんとともに推進してまいりたいと思うので、忌憚のないご意見をいただきたい。

3 報告・協議事項

(1) 第7期糸魚川市ささえあいプラン パブリックコメント等の意見反映状況について

資料1により事務局から説明

糸魚川市ささえあいプランについて、賛成多数の拍手により承認

(委員)

資料1には、発達支援センターめだか園の登録者が減っているが、「在園児数に対する割合」が横ばいであるということと、発達相談希望者の割合が増えているということから、潜在的ニーズがあるということが記載されているが、逆に言うとそれだけ相談の希望が増えているが、登録に至らないという課題がある

次項へ

と思う。施設を整備することが、希望者をサービスに結びつける効果があるかわからないが、施設のキャパシティを含めて記載するとよい。もう一つの課題として、能生・青海地域から、めだか園まで通うのが難しい方もいると思うので、その辺りの課題を提起できると、発達相談の希望はあるが利用に至っていない説明として成り立つか。追記できるようであれば検討していただきたい。

(事務局)

パブリックコメント後であり、ご意見をどの程度反映できるかというところもあるが、反映できる部分については検討したい。

(2) 今年度の取組みについて

資料2により事務局から説明

(3) 新年度事業について

能生地域グループホームの整備、要約筆記養成事業、タブレットを利用した音声の翻訳ソフト導入、高齢者のおでかけパスと交通費助成券の併用について説明

(委員)

要約筆記者の人材育成となると時間がかかるが、サービスとして喫緊に欲しいという方もいると思う。人材育成と並行し、タブレットの音声訳利用を進めてほしい。ソフトを使うことで、コスト削減や、サービスの早期提供ができる。

(4) 意見交換・情報交換

【障害児の福祉サービス・保護者の就労支援について】

(委員)

市で、「0歳から18歳までの子ども一貫教育」を掲げている反面、市立のひすいの里総合学校（以下、「ひすいの里」という。）と、県立の高田特別支援学校白嶺分校（以下、「分校」という。）では、サービスや体制に「ギャップ」がある。また、分校を卒業する18歳の後、継続できないサービスもあり、保護者のニーズとサービスが合わない「ギャップ」もあると感じている。特に分校への進学が目の前にある今の時期、改めて「ギャップ」があることを感じている。こども療育部会（以下、「部会」という。）でも意見として出したが、サービスの中で補えるとありがたい。ぜひこの場でも現状を共有していただきたい。

(事務局)

部会でもとりあげたが、そもそも福祉サービスの範囲でやることなのかという論点がある。「合理的配慮」として、学校や保護者の職場などの協力や、民間サービスの活用など、様々な選択肢がある中で考えていけないといけない。

具体的には、ひすいの里の登校時、保護者の勤務時間前に児童を学校へ送らなければならないが、始業までの時間帯に教師が見守り対応をしていない。そのため、ひすいの里では、教育委員会で支援員を配置して、朝の時間帯の対応をしているが、分校は県立のため、市の職員での対応ができなくなる。そこで、福祉サービスで何とかならないかという話が出てくるが、既存のサービス（移動支援事業）は、国により通勤・通学といった長期継続的な利用は不可とされている。

部会では、朝の時間帯に放課後等デイサービスを利用し、事業所まで保護者が児童を送り、始業前に事業所の職員が学校へ送るという案を検討したが、保護者にかかるコストや事業所人員配置など、実現まで

次項へ

には課題もある。現実の対応としては、保護者が職場に勤務時間の変更などを求め、対応されている。

国でも職場への「合理的配慮」を求めている。どこまで「合理的配慮」で対応できるのか、また、どこから福祉のサービスで補うのかは、保護者の勤務先など、個々のケースによって異なる。部会で、今あるサービスで対応できないか、又は国で示す移動支援のサービスの制限をどの程度市町村の判断で緩和できるのかというところは、今後協議していかないといけない。市町村間の格差が出ないことを念頭に、各市町村でどんな工夫をしているのかを集約し、アイデアの提供をしてほしいと県に提案している。

(委員)

昔は子どもが小学生になると働けなくなったが、今はひすいの里に支援員がおり、障害児の支援が整ってきたので、将来的に分校へも拡充してもらえるのではないかと保護者として感じている。

(事務局)

10～20年前の、保護者や同居家族が仕事をせずに家にいて、障害を持つ子どもの送り迎え等、全面的に支援を引き受けるという生活スタイルが変わってきていて、障害の有無に関わらず、仕事をしながら子育てするようになってきている。普通校であれば、始業前に10～20分早く着いても、みんなで過ごして始業を待てるが、特別支援学校だと、見守る人が必要となる。市では、これまでの経過もあり、支援員の配置などの支援策をとってきたが、市立と県立の境目にある「ギャップ」をどのように埋めるのか、どのような手段があるのかという検討は、行政だけではカバーしきれない。本会で地域の皆様に状況を知っていただき、こういう方法があるのではないかと、この部分なら協力できるよというような掛け合いができれば、本会の意義がある。

(委員)

一つ一つ課題をクリアしながら、分校に進学しても保護者が仕事を続けられるようにしてほしい。他市町村でも様々な支援策を設けていると思うので、参考にしながら、できるものは実行してもらいたい。

企業は、障害児を持つ保護者が働き続けられる環境づくりを進めていってもらいたい。

(委員)

当事業所に障害をもつ家族のいる従業員がおり、就業規則を改正し、始業時間を午前8時半から、8時45分にした。企業の考え方など、柔軟に変えられるような社会になればいいと思う。

(委員)

学校、教育委員会、福祉とだけで話をしているだけでは、なかなか先に進まない。サービスが充実し、10年前と比べて、保護者は働くのを諦めて家にいたが、働ける方が増えてきて、障害者の保護者が社会と繋がることのできるの、保護者の精神・経済的安定の面で非常に大きく、働き手が増えることは、市にとっても重要だと考える。今ある「ギャップ」のため、就業を諦めなければいけない状況があるということを広く周知して、企業などに働きかけていくことが必要。様々な立場の方がいる本会で共通理解いただき、いい方向性を探っていけたらと思う。

あわせて、保護者へも福祉サービスの認識を改める必要があると感じる。保育園は、就労支援のサービスになるが、ひすいの里、分校に通うお子さんが利用する放課後等デイサービスは、児童のための療育のサービスであり、本来は保護者の就労支援のためのサービスではない。サービスの方向性が違うことを、利用者側は知っておかなければいけない。保護者が働くための福祉サービスが必要だという考えは間違いだが、一方で福祉サービス以外で、保護者への就労支援サービスがないという状況もあり、課題として認識する必要がある。皆さんで共通理解していくことで、社会へ還元できる部分が大きくなるのではないかと。

次項へ

(委員)

職場に言えずにいる保護者が多いと思うが、思い切って言ってみるとよい。私の場合は、午後の勤務を頼まれた場合、息子が帰る時間までに退勤したいと伝えたところ、勤務時間を短縮してもらうなどの配慮をしてもらえた。保護者が訴えたことに対して、企業側も考えるきっかけとなる。

【移動の支援について】

(委員)

ぐりーんバスケットを長らく運営してきたが、運転する会員の減少、高齢化のため、2月10日の総会で事業を終了した。本当に残念であり、「困った。」と言う人もいるが、事故を起こしてからではどうしようもないという思い。サービス利用者の大半は受診が目的で、午前8時から10時の間に集中するため、人員確保が難しかった。テレビでも盛んに言われているが、他に仕事を持つ人が、空き時間を利用してボランティア的にサービスを提供したり、流行のライドシェアなどを糸魚川市でも活用するなど、市が補助金を出さなくてもできる新しいサービスを検討してほしい。

全て市や国に任せておけば大丈夫ということではなく、お金と人材の問題が解決しないと進まない。また、公共サービスだけでなく、「お互い様」の気持ちで、自分の空いた時間を使って助け合うなど、社会のあり方を変えていかなければ、成り立たなくなると思う。市も学校もそれぞれ自分の仕事を必死にやっているが、どこが境目かわからなくなっている。はざまの部分は糸魚川に合った独自の方式を考えて対応してほしい。

糸魚川は、障害の有無に関わらず、労働力を確保しなければいけない時代が、目の前に来ていると思う。福祉就労だけでなく、障害もつ方を育成し、戦力としなくては、仕事が成り立たない時代が来ると思う。

【災害について】

(委員)

能登半島地震の避難について、団体の会員から、「大変だった。」という話があった。避難方法について、災害にもいろいろあるが、個人としてどうしたらいいとか、どこが避難所として使えるかということは、相談員に相談するということになろうか。一番多かった意見は、先に避難所に行くよりも、普段通所している福祉施設、例えば、みずほやささゆりなどに行けないだろうか、という声が多かった。避難先をどのように決めておけばいいのか。

(事務局)

避難は、まず自分の命を守ることが大前提。自分の命を守るとは、自分でやらなくてはいけない。今回をきっかけに、各自ご家族と話し合ったり、自分で調べてみたりなど、いろいろされたと思うが、改めて、災害の種類ごとに、避難場所、ルート、移動手段、非常持ち出し物品など、日頃から自分や家族の中で考えていただきたい。これは、障害の有無に関わらずにやっていただきたい。

津波が到着するとされる5分程度で逃げられる場所というと、市内では限定されるため、市では、垂直避難という選択肢も示している。その後、一時的に避難した後、すぐに自宅に帰れないような場合には、避難所への避難ということになる。

市でも「避難行動要支援者避難支援プラン」という要支援者の避難支援プランを持っている。障害だけでなく高齢、妊産婦、乳幼児、外国の方で配慮が必要な方のうち、自分で避難することができない人を要支援者として対象とし、地域・市・専門期間の役割や、自分が要支援者であることを登録する制度である。

次項へ

障害をもつ方などを事前に登録し、登録者を地域の方に伝え、自力で避難をすることを基本とするが、避難所滞在時や避難時に一定の配慮の必要性を地元の方に知っていただく仕組みであり、市も周知していかなければいけないと考えている。

登録用紙は各事務所、市役所にあり、必要事項を記入し、要支援者として登録する。用紙には、自分の避難場所は指定できないが、要支援者と一緒に避難する方を自分で指定して記載する欄がある。

(事務局)

避難時に、福祉避難所として、通い慣れた事業所に行きたいという声を聞く。実際に、一次避難所に行った場合、限られたスペースや支援物資の中で、障害に関わらず、全ての避難者が慣れない所で生活することが前提としてある。持病や障害など、集団の中で過ごすことが難しい場合、一次避難所の中で、福祉的なスペースを設けるのが次の段階となる。例として、要介護度が高い方や、医療的ケアが必要な方など、福祉的なスペースでも過ごせない場合には、その次の段階として、福祉避難所となるが、早急に移動できない可能性が高いと考えている。現在、市として福祉避難所の指定はしておらず、支援が必要な方に対し、個別に対応してきた。例えば、水害の際、要介護度が高く、避難所で過ごすことは難しい高齢者は、高齢施設に緊急的な受け入れをお願いしたり、障害特性により、集団行動が難しいため、避難所で個室で家族と過ごしてもらうなどの個別対応をしている。しかし、地震のような大規模災害があった場合は、対応も難しくなることが予想され、福祉避難所について検討していかなければならないと市でも考えている。ただし、受入側の事業所も、被災した職員が勤務できるか、また、施設自体が被災する可能性もあり、そこに障害を持つ方が全員避難できるかという点、限界もある。高齢の方も含めて要介護度、障害支援区分等を踏まえ、ある程度対象を限定した避難所の考え方を考えていく必要がある。

(委員)

本会での避難行動などの基本的な考え方など、所属団体でも情報共有したい。

(事務局)

どこの団体でも、防災について心配している方がたくさんいると思うので、団体で詳しく話を聞きたい場合は、市にお声がけいただきたい。

要援護台帳は、民生委員が年に1回、地区を回って整備している。新たに登録したい場合は、担当相談員に事前に話をしたうえで、登録し、民生委員に繋いでいる。避難行動についても、自助・互助の考えを踏まえ、まずは自分で自分の身を守らなければならない。その次に、この互助の部分で地域の中でどのような助けを要支援者に対して行うかを、各地区で計画を立てて考えている。地域でどう動くかとかいう点については、当事者の方ご自身が民生委員や区長と繋がっていただきたい。市では、民生委員に繋ぎ、個別説明をして、登録するという流れになる。

(委員)

私の地区では、「隣を頼むね。」と民生委員から言われているが、大きい地区では難しいのだろうか。まずは身を守ることが大事で、地区の人と繋がって伝えておくということで理解する。団体でも共有する。

(事務局)

消防でも出前講座を行っており、視覚障害の方はどういう行動をしていけばいいか、実際にデモンストレーションを団体で実施している。ある程度人数が集まって、自分たちがやるべきことを、実際の動きも確認しながら行うこともできる。

(委員)

早川の民生委員は、地震の際、必死になって各戸を回ったそうだ。ほとんどが高齢者の独居や2人暮らし

次項へ

しで、民生委員が来てくれたことで、ものすごく心強かったそうだ。やはり、地域とのコミュニティを作っていることが重要だと思う。

能登半島地震で多くの市民が避難したが、津波は 3.8m で、大半は避難が不要だったと思う。小学校が車で満杯になったり、ガラスを割って校舎に入ったという話を聞いたが、市民の多くは防災計画を読んでいるのではないのか。市には、わかりやすい計画の作成や周知をお願いしたい。私たち市民も、広報などを見なければいけない。

(委員)

自助、公助、互助、共助という話があったが、学校の保護者は、一次避難として、どんなにごちゃごちゃしていても、そこに行くしかないことは理解しているが、避難後どうなるかというところを心配している。福祉避難所の指定もないという状況の中で、ずっと一次避難所にいなければいけないのではないのかというところが、避難をためらわせている。実際、大勢の中に、いわゆるマイノリティの人たちが入ったときに、どれだけのことをしてもらえるのかというところは、正直不透明。一次避難所は仕方がないとしても、ある程度落ちついたところで、次の対応策をはっきり示していただけると安心感があると思う。その点で、福祉避難所が指定されていないことは課題と感じている。一次避難所で、個別の対応をするとか、スペースを区切るという話があったとしても、避難した場所にその区切れるスペースが本当にあるのか。どんな状況であっても、理解して逃げるしかないが、その次の段階として、どういう方向性があるのかというところが、はっきりしないからこそ、ささゆりに最初から避難したいという話が出てくるのだと思う。災害が少し落ちついたときに移動が可能な事業所で、適切な場を設置することを示していただけると安心して避難ができるのではないのか。福祉避難所の設置は、今後検討することだが、災害時には必要になると思う。福祉避難所の場所や、どんな方が対象となるのかなどをはっきりと示していただけるとありがたい。

(事務局)

能登半島沖地震が契機となり、改めて、災害対応を今一度正しく知っていただく機会となった。必要な制度の整備を、皆さんの意見を聞きながら進めていきたい。

4 その他

事務局より、以下 2 点を報告。

- ・ワークセンターにしうみが令和 6 年 4 月から就労移行支援事業を休止した。
- ・株式会社大和屋が県の指定を受け、令和 7 年から就労継続支援 B 型事業所を立ち上げる予定。

5 閉会

以上